

障害児通所支援事業所 管理者様

神戸市福祉局障害者支援課長

**同一世帯に複数の障害児がいる世帯における
利用者負担上限額管理結果票の電子化に伴う運用変更**

平素より、本市の障害児支援事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援等のサービスを利用する児童が同一世帯に複数いる場合の「利用者負担上限額管理結果」の報告については、令和 7 年 5 月請求分（4 月サービス提供分）より国保連合会への電子請求が可能となることから、本市では下記のとおり運用を変更します。

記

1. 対象となる事業所

上限額管理事務*を行う事業所

※同一世帯で複数の児童（兄弟姉妹等）が障害児通所支援等のサービスを利用している場合の上限額管理

2. 変更内容

利用者負担上限額管理結果の報告は、（請求明細等と併せて）国保連合会への電子請求にて対応してください※

※神戸市への「利用者負担上限額管理結果票（複数障害児用）」（紙）の提出は不要となります

3. 対象となる請求

令和 7 年 4 月サービス提供分（令和 7 年 5 月請求分）以降※

※令和 7 年 5 月以降も、令和 7 年 3 月サービス提供分以前の請求に過誤があり、遡って上限額管理結果の修正が必要となった場合には、神戸市へ「利用者負担上限額管理結果票（複数障害児用）」（紙）の提出が必要です

4. その他留意事項等

（1）上記の上限額管理事務を行う事業者は、必ず上限額管理事業者の登録を行ってください。（「利用者負担上限額管理依頼届出書*」を区役所へ提出）

※様式は市ウェブサイト（<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jogenkanri.html>）からダウンロード可能

※「利用者負担上限額管理加算」請求の有無にかかわらず届出が必要となります。

（2）国保連合会へ電子請求する際に、上限額管理票に神戸市独自減免後の負担額については入力項目がありませんので、各児童の請求明細において「自治体助成額」として神戸市独自減免額（差額）を正しく入力して下さい。※

※予め従来の上限額管理結果票（Excel 様式）を用いる等して計算のうえ、事業所間の調整を行うことを推奨します。

（3）受給者証に記載された利用者負担上限月額が兄弟姉妹で異なっている場合（従来は最も負担上限月額が高い受給者証の金額を世帯の負担上限月額としていましたが）、直近で支給決定された受給者証の負担上限月額を、当該世帯の負担上限月額として適用して下さい。

- (4) 令和7年6月サービス提供分までは、上限額管理結果について、紙での報告も可とします。(令和7年7月サービス提供分以降は、紙での受付不可)

参考資料（別添）

こども家庭庁資料

担当：神戸市福祉局障害者支援課
障害児支援担当

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 13 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁支援局障害児支援課

同一世帯に複数の障害児が居る世帯における
利用者負担上限額管理結果票の電子化に係る事務手続等について

日頃より、児童福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

同一世帯に障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、現在、上限額管理事業所が市町村に対して帳票等で提出している複数児童用の利用者上限額管理結果票については、令和 7 年 5 月請求（4 月サービス提供分）から、請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

そのためのシステム改修内容等については、「就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化等に係るインタフェース仕様書（案）の提示について」（令和 6 年 10 月 3 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係事務連絡）においてインタフェース仕様書をお示ししたところですが、今般、電子化請求に係る事務手続き等について、障害児通所支援事業所等に説明するためのリーフレットを別添のとおり作成しました。

都道府県におかれては、管内市区町村に周知いただくとともに、システム改修を予定している自治体におかれましては、問い合わせ先を追記する等、適宜ご修正の上、周知・広報にご活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

こども家庭庁支援局障害児支援課
企画法令係

TEL：03-6861-0062

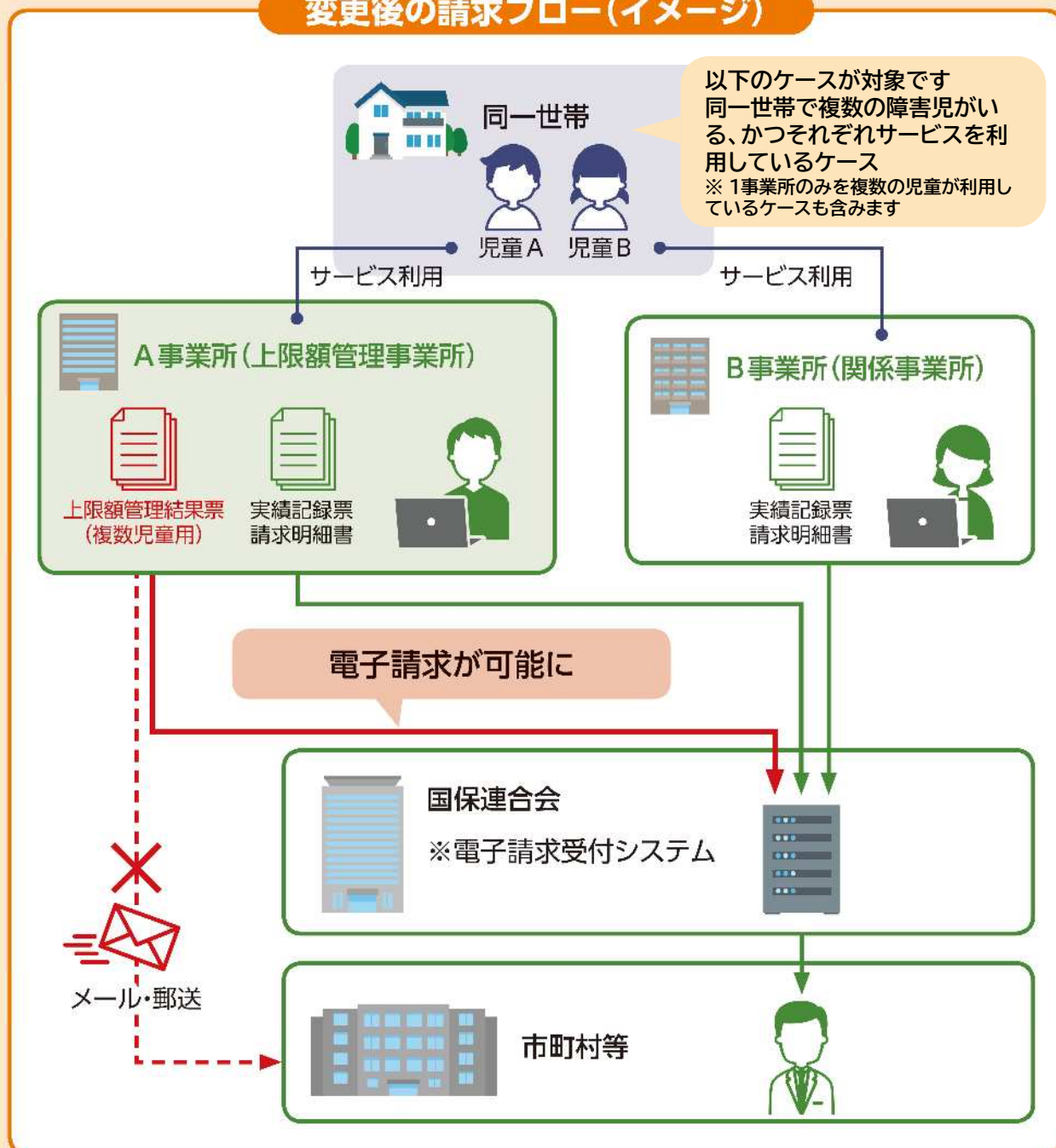
E-mail：shougaishien.hourei@cfa.go.jp

複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、**令和7年5月請求**からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー(イメージ)



<裏面に続きます>

請求に際して

- 令和7年5月請求時（令和7年4月サービス提供分）から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	
① ○□△事業所	
特記事項欄	
② 上限額管理対象者(複数障害児)	

**請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関する
お問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください**

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

TEL：0570-059-403 FAX：0570-059-433

MAIL：mail@support-e-seikyuu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

神戸市福祉局障害者支援課

shougaiji@city.kobe.lg.jp